

★ 宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則（規則第五十号）（都市環境整備課

）

一 改正の要旨

宅地造成及び特定盛土等規制法の規制開始に伴い、次の規則について、条項整理などの改正を行った。

- 1 宅地造成等規制法施行細則
- 2 都市計画法施行細則
- 3 優良宅地造成認定事務に関する規則
- 4 広島県建築基準法施行細則
- 5 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則
- 6 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則

二 施行期日

広島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和五年広島県条例第二十一号）の施行の日